

令和7年度静岡県交通安全実施計画の概要

静岡県交通安全対策協議会

第1章 道路交通の安全		
第1節	道路交通環境の整備	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、高齢者の移動手段の確保（公共ライドシェアの積極的な展開）、高度交通システムの活用（V2X通信の推進）ほか
第2節	交通安全思想の普及徹底	学校における交通安全教育の推進（送迎バスの安全装置確認、危機管理マニュアル記載事項の確認）交通安全に関する普及啓発活動（自転車の「ながらスマホ」、「飲酒運転」等、各種法令の周知）ほか
第3節	安全運転の確保	運転者教育等の充実、運転免許手続きの改善 ほか
第4節	車両の安全性の確保	車両安全清に関する基準等の改善の推進 ほか
第5節	道路交通秩序の維持	交通指導取締りの強化 ほか
第6節	救助・救急活動の充実	救助・救急体制の整備 ほか
第7節	被害者支援の充実と推進	自動車損害賠償保障制度の充実等 ほか
第2章 鉄道交通の安全		
第1節	鉄道交通環境の整備	鉄道施設等の安全性の向上、運転保安設備等の整備
第2節	鉄道交通の安全に関する知識の普及	学校、沿線住民等を対象とした鉄道安全知識の浸透 ほか
第3節	鉄道の安全な運行の確保	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応（外国人を含む利用者への適切な情報提供・体制の整備） ほか
第4節	救助・救急活動の充実	鉄道重大事故等に備えた関係機関との連携・協力体制強化
第5節	被害者支援の推進	国交省の公共交通事故被害者支援室による相談 ほか
第6節	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	運輸安全委員会の事故等調査により得られた結果等に基づく勧告等に対する必要な措置の実施 ほか
第3章 踏切道における交通の安全		
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	遮断時間が特に長い踏切道や交通量の多い踏切道等での除却の促進、鉄道の立体交差化 ほか
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	踏切遮断機の整備、踏切遮断時間の短縮化 ほか
3	踏切道の統廃合の促進	地域住民の通行に支障がない踏切道の統廃合の推進 ほか
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	踏切安全通行カルテの作成・公表、踏切通行時の違反取締り、踏切事故防止キャンペーンの推進 ほか
第4章 大規模地震に備えての交通の安全		
1	臨時情報発表時	道路交通情報板やサインカー等による情報提供 ほか
2	地震発生時	緊急交通路等の確保、緊急地震速報・津波警報等、噴火警報等、道路交通情報の提供 ほか
3	平時における措置	緊急通行車両の事前届出の推進、交通安全施設の整備、南海トラフ地震臨時情報等発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底 ほか
4	その他の交通安全対策	既存の道路橋の耐震補強等、既存の鉄道構造物の耐震補強整備、沿道建築物等の耐震化の促進 ほか